

会津大学共同研究取扱規程

(平成18年4月1日規程第58号)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学(以下「本学」という。)における共同研究の取扱い等に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、共同研究とは、本学の研究者が民間等外部の機関(以下「民間機関等」という。)と共同して行う研究で、次のものをいう。

- ア 本学において、民間機関等から現に研究業務に従事している者で在職のまま本学に派遣される者(以下「民間等共同研究員」という。)及び研究費等を受け入れて、本学の教官が当該民間等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
- イ 本学及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本学において民間等共同研究員及び研究費等、又は研究費等を受け入れて行う研究

(受入れの原則)

第3条 共同研究は、本学の教育研究上有意義であり、本来の教育研究に支障を来すおそれがないと認められ、かつ、優れた研究成果を期待できる場合に限り、受け入れることができる。

(共同研究に要する経費)

第4条 本学は、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

- 2 民間機関等は、本学において共同研究遂行のため特に必要となる謝金、旅費、消耗品費、備品費等の直接的な経費(以下「直接経費」という。)及び間接経費(直接経費の10%を標準とする。)並びに民間機関等において共同研究遂行のために必要となる経費等を負担するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学は、共同研究の遂行に必要な経費を適切に分担する観点から、必要に応じ、予算の範囲内において直接経費の一部を負担することができる。

(共同研究における設備等の取扱い等)

第5条 共同研究に要する経費により、研究の必要上本学が新たに取得した設備等は、本学の所有に属するものとする。

- 2 共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等からその所有に係る設備を本学に搬入することができる。ただし、当該設備を本学に搬入することが困難である場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設において研究を行うことができる。

(共同研究の申込)

第6条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等は、共同研究申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を学長に提出するものとする。

(共同研究の受入れの決定)

第7条 学長は、申込書の提出があったときは、会津大学共同研究等受入審査委員会(以下「委員会」という。)の意見に基づき、当該研究の受入れを決定するものとする。

(受入れ決定の通知等)

第8条 学長は、共同研究の受入れを決定したときは、共同研究申込者に共同研究受入決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 学長は、前項第1号の通知を行った後速やかに共同研究契約書(様式第4号)により契約を締結しなければならない。
- 3 学長は、共同研究契約を締結後速やかに共同研究担当者に通知するものとする。

(研究の中止又は延長)

第9条 共同研究担当者は、共同研究を中止し又はその期間を延長する必要が生じたときは、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告があったときは、委員会の意見を徴し、当該民間機関等と協議のうえ、当該共同研究を中止し又はその期間を延長することを決定することができる。
- 3 学長は、前項の規定により共同研究を中止し又はその期間を延長することを決定した場合は、共同研究中止・延長決定通知書(様式第5号)により、当該民間機関等に通知するものとする。

(研究の完了報告)

第10条 共同研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第6号)により、学長に報告するものとする。

(特許権等の承継)

第11条 大学は、会津大学教員等の職務発明等に関する規程(以下「職務発明規程」という)の定めにより、共同研究の結果として生じた発明に関する特許を受ける権利又は特許権(以下「特許権等」という。)を承継することができる。

- 2 前項の場合において、共同研究は職務発明規程第3条第1号に定める「大学から特別の研究経費を受けて行った研究」とみなすものとする。

(特許の出願等)

第12条 学長又は民間機関等の長は、共同研究担当者又は民間等共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明が独自に行われたことについてあらかじめ相手側の同意を得るものとする。

- 2 学長及び民間機関等の長は、共同研究担当者及び民間等共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。
- 3 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、民間機関等と合意予定の持分案について、会津大学職務発明審査会の意見を徴するものとする。

(特許権の実施)

第13条 学長は、共同研究の結果生じた発明について大学が承継した特許権等(以下「大学が承継した特許権等」という。)を民間機関等又は民間機関等が指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は更新することができる。

- 2 学長は、共同研究の結果生じた発明について大学と民間機関等との共有に係る特許権等(以下「共有に係る特許権等」という。)を、民間機関等の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。ただし、この期間は更新することができる。

- 3 学長は、民間機関等又は民間機関等の指定する者が、大学が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の優先的実施の期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し、当該特許権等の実施を許諾することができる。
- 4 前三項に定めるところにより、大学が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、別に定める実施料を徴収するものとする。

(実用新案権等への準用)

第14条 前三条の規定は、共同研究の結果生じた実用新案権、意匠権及びこれらの権利を受ける権利について準用する。

- 2 共同研究により作成されたデータベース及びプログラムに関する著作権の取扱いについては「会津大学の教員等が作成したデータベース等の取扱いについて」に定めるところによる。

(研究成果の公表)

第15条 学長は、必要と認める場合は、共同研究による研究成果の公表の時期、方法等について民間機関等と協議するものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な細目は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。